

1. 件名：福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体に係る面談
2. 日時：令和2年9月28日（月）13時00分～13時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、知見主任安全審査官、伊藤係長、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体に係る前回面談での原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。
 - 建屋カバーの解体について
 - ✓ 今回解体する建屋カバー下部の内訳は、柱、梁、防風フェンス、作業構台、カーテン膜及び基礎（北西のみ）であり、各部材の解体方法は以下のとおり。
 - ◇ 柱、梁、防風フェンス及び作業構台は嵌合接合のため、玉掛け後クレーン吊り上げで解体し、低線量エリアへ移動後、解体重機により小割し、瓦礫として搬出・保管する。
 - ◇ カーテン膜は梁に固縛されている為、梁ごと低線量エリアに移動後、カッター等により梁から切り離し、瓦礫として搬出・保管する。
 - ◇ コンクリート製の基礎は粉じんを抑制するため散水を行い、湿潤状態を維持しながら小割し、瓦礫として搬出・保管する。
 - 解体撤去における留意事項について
 - ✓ 周辺設備への影響を考え、図面及び現場調査を行い、解体撤去時に周辺に稼働中の設備がないことを確認したこと。また、使用済み燃料プール上を吊り荷の旋回範囲から除外すること。
 - ✓ 火災リスクの低減のため、火気を使用する機材を原則として選定しないこと。
 - 防風フェンスについては、飛散防止剤によりダスト飛散は抑制されており、既認可の実施計画においても、フェンスを取り外した際の敷地境界における被ばく評価への影響は少ないと評価していること。
- 原子力規制庁は、前回面談及び上記の説明により、建屋カバーは汚染の程度が低く、実施計画に定めている他の設備の解体作業と同等の作業方針にて行なわれることを確認したため、当該カバーの解体に係る安全措置を定めるための申請は不要とし、速やかに作業を開始するよう伝えた。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体内容と解体作業における措置について